

様式 2 - 2 意匠・設備受付チェックリスト (中・大規模用 (四号物件の一戸建ての住宅等以外))

建築基準関係規定などに基づき下記事項を確認しました。

設計者又は代理人氏名

?

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、各チェックボックスにレを記入して下さい。  
下記事項が確認されていることを前提に審査を行います。

**提出前の再確認**

図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第 1 条の 3 における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等がある場合は、再確認申請となることがありますので十分ご注意ください。

【これらの内容の正式な審査は、受理後に行われます。】

項目	備考
図書相互の整合性がとれている。 (法第 43 条許可等の図書と確認申請図書、意匠図と設備図、意匠図と構造図、意匠図相互間、構造図と構造計算書など)	法第 6 条の 3 による確認の特例などの場合の緩和は、規則第 1 条の 3 第 5 項表 1、2 による。
規則第 1 条の 3 に規定する「図書の種類」が全てそろっている。	第 6 項適用による「明示すべき事項」を他の図書に明示した場合は、その内容を示した図書を添付したか。
規則第 1 条の 3 に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。	
建築基準関係規定に基づく許可等は全て取得されている。 (確認申請書の記載事項が許可等の内容と一致しない場合は、変更手続きが完了している。)	

**受理時の審査事項**

**1 添付書類の確認【添付されている書類にレを記入してください。】**

規則で定める書類	確認事項
確認申請書	各様式による書類が添付されている。
建築計画概要書	
建築工事届	
構造計算の安全証明書の写し (建築士法第 20 条第 2 項)	
認定型式の認定書の写し (法第 68 条の 10 第 1 項の認定部分を有する場合)	認定書の写しが添付されている。
認証型式部材等に係る認定書の写し (法第 68 条の 20 第 1 項の認証型式部材等を有する場合)	
法第 68 条の 26 に規定する構造方法の認定に係る認定書の写し	別添も含む。
上記以外の添付書類	備考
公図の写し	概要書に添付してください。

**2 設計者等の記載・資格等の確認【必要な確認事項にレを記入してください。】**

確認事項	適用	備考
委任状が添付されている。 委任状と申請書第 2 面 (建築計画概要書第一面、以下同様) の記載内容が整合している。	代理人	確認の申請を代理人に委任する場合のみ。
建築士免許証の写しが添付されている。 (申請書第 2 面に記載された建築士全て) 建築士免許証と申請書第 2 面の記載事項が整合している。 (代表の設計者は、申請書第 1 面、設計図書も含め整合している。)	代理人 設計者 工事監理者	代理人、設計者又は工事監理者が建築士である場合のみ。
申請書第 1 面および正本に添付された設計図書 (構造計算書は表紙のみ) の全てに記名・押印がされている。	設計者	申請書第一面は記載が自署の場合のみ押印省略可。
建築士法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3 に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。	設計者 工事監理者	左記資格要件を満たしていない場合受理不可。

「工事監理者」が記載されている（申請書第2面）。 （未定の場合、未定と記載されている。）	工事監理者	工事着手前に工事監理者及び工事施工者選任届などを提出して下さい。
「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている（申請書第2面）。 「意見を聴いた設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている（申請書第2面4欄ト）。	建築設備の設計に関し意見を聴いた者	建築士法第20条第5項（建築設備士）に規定する場合のみ
「作成した設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている（申請書第2面3欄ト）。	設計者	設計者が一の場合は、記載不要。 設計者が複数の場合は、別紙の「図面リストの記載例」を参考に、必要事項を記入した表を添付して下さい。

### 3 正本及び副本の整合性の確認【レを記入して下さい。】

正本 1通	確認事項
副本 1通	
副本 1通(消防同意を要する場合のみ)	
副本 1通(構造計算適合性判定を要する場合のみ)	
正本と整合性がとれている。	

### 4 添付図書の確認【添付されている図書・書類にレを記入してください。】

- 法第6条の3による確認の特例などが適用される建築物についても、第1項の表1、2、4、第4項の表1、2の「図書の種類」および「明示すべき事項」は確認が必要です。（規則第1条の3第5項）
- 「明示すべき事項」を他の図書に明示したときは、その図書の添付の確認が必要です。（同条第6項）
- 図面名称は原則規則第1条の3に規定する「図書の種類」と合わせて下さい。ただし、名称が長いものについては「図書の種類」が把握できる程度に省略しても結構です。
- 特定行政庁の条例の規定に適合することの確認に要する図書の添付が必要です。（規則未制定）（同条第7項）

	「図書の種類」	備考
	図面リスト （別紙の例を参考にして添付にご協力をお願いします。）	規則による添付図書は全て申請書第2面の設計者の「作成した設計図書」であるか。
表1（い）	附近見取図	規則第1条の3に規定されている「図書の種類」が全てそろっている。 また、図書ごとに「明示すべき事項」が記載されている。
	配置図	
	各階平面図	
	床面積求積図	
表1（ろ）	2面以上の立面図	
	2面以上の断面図	
	地盤面算出表	
表1（は）	基礎伏図	
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	
表2、表3 （建築設備は第4項表1）	法第20条（構造規定）構造図、構造計算書等（様式2 構造受付チェックリスト参照）	計画に対して適用される規定ごとに、規則第1条の3に規定されている「図書の種類」が全てそろっている。 また、図書ごとに「明示すべき事項」が記載されている。
	耐火構造等の構造詳細図	
	使用建築材料表	
	室内仕上げ表	
	開口部の採光に有効な部分の面積を算定した際の計算書	

	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	
	法による許可または認定の図書	
	消火設備の構造詳細図	
	危険物の数量表	
	工場・事業調書など	
	容積率に関する図書（敷地面積求積図など）	
	建ぺい率に関する図書（建築面積求積図など）	
	法第 53 条の 2 第 3 項等を証する書面	
	天空率に関する図書	
	日影に関する図書	
	既存建築物に対する制限の緩和に関する図書 （既存不適格調書など）	
	換気設備関係図書	
	浄化槽関係図書	
	電気設備関係図書	
	避雷設備関係図書	
	昇降機関係図書	
	排煙設備関係図書	
	非常用照明関係図書	
	配管設備関係図書（給排水、ガス等）	
	その他の建築設備に関する図書	
	建築基準関係規定の図書	
		その他の図書があれば記入。
表 4 （建築設備は 第 4 項表 2）	各種認定書の写し（別添を含む）	法の規定の適用により計画に採用する認定のものが全て添付されている。

**5 関係法令等の確認（一部抜粋）【該当項目にしを記入してください。】**

関係法令等	関係法令等
都市計画法 53 条	地区計画条例 届出
都市計画法 29 条, 43 条	建築協定
建築基準法 建築許可	大店立地法
建築基準法 認定	浄化槽法
屋外広告物法第 3 条, 第 4 条, 第 5 条, 県条例	風営法
水道法第 16 条	都市公園法
下水道法第 10 条第 1 項, 第 3 項, 第 30 条第 1 項	自然公園法
消防法第 9 条, 第 9 条の 2, 第 15 条, 第 17 条, 条例	文化財保護法
土砂災害防止法第 8 条	振動規制法
景観法, 茨城県景観形成条例	土浦市開発行為に関する指導要綱
建設リサイクル法	土浦市中高層建築物の建築に関する指導要綱
省エネ法	土浦市共同住宅等の建築に関する指導要綱
バリアフリー法	土浦市指定工作物築造計画の事前周知に関する指導要領
茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	土浦市特殊旅館等施設設置規制指導要綱
電波法	道路, 水路占用等
ビル管理法	流入許可等
廃掃法	送電線・高圧線下の建築 事前協議

別紙 図面リストの記載例【A4 サイズで添付願います。】

	図面番号	規則第 1 条の 3 による「図書の種類」	設計者
	A00	図面リスト	(作成した設計者)
表 1 (い)	A01	附近見取図	
	A02	配置図	
	A03	各階平面図	
	A・・	床面積求積図	
表 1 (ろ)	A・・	立面図	
	A・・	断面図	
	A・・	地盤面算出表	
表 1 (は)	A・・	基礎伏図	
	A・・	各階床伏図	
	A・・	小屋伏図	
	A・・	構造詳細図	
表 2、表 3 (建築設備は 第 4 項表 1)	A・・	耐火構造等の構造詳細図	
	A・・	使用建築材料表	
	A・・	室内仕上げ表	
	A・・	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	
	A・・	法による許可または認定の図書	
	A・・	容積率に関する図書(敷地面積求積図など)	
	A・・	建ぺい率に関する図書(建築面積求積図など)	
	S01 ~	構造関係図書、(構造図・構造計算書など)	(作成した設計者)
M01	換気設備関係図書	(作成した設計者)	
M・・	配管設備関係図書(給排水、ガス等)	(建築設備の設計に 関し意見を聴いた者)	
E01	電気設備関係図書	(作成した設計者)	
E・・	非常用照明関係図書	× × × × (建築設備の設計に 関し意見を聴いた者)	
・・・	昇降機関係図書		
・・・	その他の建築設備に関する図書		
A・・	建築基準関係規定の図書	(作成した設計者)	

(参考) 建築士でなければ設計, 工事監理のできない建物

構造	階数		無資格者	木造建築士	2級建築士		1級建築士
					制限なし	特殊用途	
木 造	階数 1		100m <sup>2</sup> 以下	300m <sup>2</sup> 以下	制限なし	特殊用途 の場合 500m <sup>2</sup> 以下	全部できる
	階数 2				1,000m <sup>2</sup>		
	階数 3 以上		×	×	以下		
	高さ 13m を超えるもの又は軒高 9 m を超えるもの		×	×	×	×	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造 レンガ造、コンクリートブロック造 無筋コンクリート造	高さ 13m 以下かつ 軒高 9 m 以下	階数 2 以下	30m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下	300m <sup>2</sup> 以下		
		階数 3 以上	×	×			
	高さ 13m を超えるもの又は軒高 9 m を超えるもの		×	×	×	×	

(注) 特殊用途とは, 学校, 病院, 劇場, 映画館, 観覧場, 公会堂, 集会場(オーディトリウムのないものは除く), 百貨店などをいう。